

# 本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請の手引き

地球温暖化対策の一環として、市民の方が、太陽光発電システムを設置された場合、その費用の一部を予算の範囲内で市が補助します。

## 対象設備

※補助対象に「蓄電池」は含みません。

☀️太陽光発電システム☀️ 太陽光を利用して発電を行い、次のア～オ全てを満たすものが対象です。

- ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているものであること。
- イ 低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること（商用電力と連系し、自家使用を越える余剰分については、電力会社に売電することができるものであること。）。
- ウ 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- エ 未使用品であること。
- オ 電力の購入開始年月日が、令和7年4月1日以降であること。

## 受付期間

補助金の交付を受けたい方は、電力会社と太陽光発電システムの電力受給を開始した日以降に、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課(市役所4階)に提出してください。

◆受付期間 令和7年5月7日(水)～令和8年3月31日(火)  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

◆受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00

予算額に達したところで  
受付を終了します。

## 補助対象となる方

市内の住宅（共同住宅及び併用住宅（ただし、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するもの）を含む。）に太陽光発電システムを設置または設置された（系統連系していないものに限る。）建売住宅を購入し、その住宅に自ら居住し、以下の要件をすべて満たす個人。

- ・市税に滞納がない
- ・設置に係る住宅及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の違反がない
- ・過去に同じ補助金の交付を受けたことがない

## 補助金の額

2万円/kW（千円未満の端数は切り捨て）→上限7万円（3.5kW）

※ 太陽電池の最大出力（kW）は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。

◆以下の①、②に該当する方については、それぞれ補助金額が2割増額されます。

- ①親と同居、近居（親が市内に住んでいる）  
生計を一にする中学生以下の子がいる  
生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居
- ②市内に本社のある事業者<sup>に</sup>工事依頼をする場合

のいずれかに該当する場合

## 申請に必要な書類

- ① 本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 住宅全体の写真と太陽光発電システムの設置状況がわかる写真  
（いずれもカラー写真であること。A4 サイズの用紙に印刷又は貼り付け）
- ③ 太陽光発電システムの配置図  
（②の写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できる場合は不要）
- ④ 設置費にかかる領収書と内訳書のコピー
- ⑤ 電力会社との電力受給契約の締結を証する書類（「接続契約のご案内」等）のコピー
- ⑥ 太陽電池モジュールの出力対比表（設置枚数分の製造番号及び出力が確認できるもの）
- ⑦ 建築基準法に規定する確認済証のコピー（新築住宅のみ）
- ⑧ 多世代同居・近居を証明する戸籍謄本等（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）  
（加算要件に該当し、続柄の確認が必要な方のみ）  
※申請前に、環境推進課ゼロカーボン推進係にご相談の上、担当窓口にて書類を取得してください。

☆戸籍謄本担当窓口 ・市民課（市役所1階） ・支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

- ⑨ 債権者登録申出書（補助金振込口座の登録用紙）※申請者本人名義のもの
- ⑩ 案内図（住宅の位置がわかるもの）
- ⑪ 電力の購入開始年月日を証する書類のコピー・・・※  
**※発電者の氏名、購入開始年月日（系統連系開始年月日）が確認できるものが必要です。**

東京電力パワーグリッド（株）が発行する以下の書類のうち、いずれか1点をご用意ください。

### ◆申請者が準備できる書類の例

- （例1）「購入実績お知らせサービス~電力受給契約に関する算定結果のお知らせ~」を印刷したもの
- （例2）「新規ユーザー登録のお願い」のはがきのコピー

### ◆工事請負業者が準備できる書類の例

- （例3）Web 申込システムの「工程照会」を印刷したもの

※ 同意書（令和8年2月16日（月）以降に電力受給を開始した設備については、同意書を添付することで「電力の購入開始年月日を証する書類のコピー」に代えることができます。

注1 上記（例1～例3）書類のいずれも準備できない場合のみ、使用できます。

注2 市が電力会社に確認する際、申請者の方にご協力をお願いすることがあります。

注3 本補助金は**電力受給開始後に申請**いただくものです。確認の結果、電力受給開始前の申請であった場合、申請を取り下げさせていただきますのでご注意ください。

- ⑫ その他市長が必要と認めるもの

**【FIT 制度（固定価格買取制度）の認定を受けない非 FIT 電気について】**

◆非 FIT 余剰電力の買取事業者によって、補助金の申請に必要な書類が変わります。  
申請前に、環境推進課ゼロカーボン推進係までお問い合わせください。